

# 石川県公報

令和3年12月22日(水曜日)

号 外

(第81号)

## 目 次

規 則	
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(行政経営課) 1

## 規 則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十二月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十一号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十の項イ中「石川県内水面漁業調整規則(昭和四十四年石川県規則第四十四号)」を「石川県漁業調整規則(令和二年石川県規則第四十二号)」に改め、同項ロ中「第九条」を「第三十三条第九項」に改め、同項ハ中「第十七条」を「第三十三条第十三項において準用する規則第二十九条」に改め、同項ニを削り、同項ホ中「第三十五条第三項」を「第四十四条第三項」に改め、同項中ホをコとし、同表二十九の項イ及びニ中「第三項」を「第五項」に改め、同項ヘ中「第九条第一項」を「第九条第一項又は第三項」に改め、同項チ中「第十三条」を「第十五条」に改め、同項中チをリとし、同項ト中「第十二条」を「第十四条」に改め、同項中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第十八条第一項の規定による容積率の特例の許可の申請に係る書類

第二条の表二十九の項リの次に次のように加える。

ス 省令第十八条第二項の規定による容積率の特例の許可の通知に係る書類

ル 省令第十八条第三項の規定による容積率の特例の許可しない旨の通知に係る書類

第二条 石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の項イ中「第五項」を「第七項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に改め、同項ニ中「第五項」を「第七項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、第一条中石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則第二条の表二十の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

